

あしよる商工会通信

総務課よりお知らせ

商工会員等巡回健康診断の実施について

従業員に対する健康診断は、労働安全衛生法により毎年定期的に実施しなければならないことになっています。このことから商工会が窓口となり、下記により巡回健康診断を実施いたしますので、ご希望の事業主の方は商工会へお申し込み下さい。

1. 実施日 平成30年5月24日(木)午後1時
25日(金)午前8時～
2. 場所 南区コミュニティセンター(南5条2丁目)
3. 対象者 ・商工会員及びその家族
・会員の役員及び従業員及びその家族
4. 締切日 平成30年3月30日(金)
5. その他 ・車椅子等の障害をお持ちの方は受けられません。
・新規に申込される場合は、商工会にご連絡願います。

振興課よりお知らせ

経営者の退職金制度「小規模企業共済制度」のお知らせ

確定申告時期が近づいて来ましたが、税制面の優遇措置や将来の事業廃止または退職に備える制度である小規模企業共済はご存知ですか？

<税制面などにおけるメリット>

掛金は全額「課税対象所得から控除」できます。
共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。
掛金は月額1,000円～70,000円までの範囲で選択でき、増額・減額も可能です。
共済金は一括受け取り、又は分割受け取り。併用も出来ません。

<加入できる方>

加入できる方は小規模事業者（常時使用する従業員数が20人以下 商業・サービス業においては5人以下）の個人事業主又は会社の役員となっています。

<将来に受け取れる共済金は？節税効果は？>

中小機構HPにより、試算出来ます。ご興味のある方は以下のURLにて試算下さい。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/simulation/index.html>

指導課よりお知らせ

税務署から確定申告が間違っていたときについて

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気づいた場合は、次の方法で訂正することができます。また確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

<税額を多く申告していたとき>

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気づいたときは「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。（裏に続く）

労働保険事務組合からのお知らせ

ハローワーク等への届出の日程をお知らせいたします

<3月の予定>

1回目は9日(金)・・・書類は7日までに提出ください。
2回目は23日(金)・・・書類は20日までに提出ください。

<4月の予定>

1回目は13日(金)・・・書類は11日までに提出ください。
2回目は27日(金)・・・書類は25日までに提出ください。

<手続きに必要なもの>

資格取得は出勤簿、運転免許証もしくは生年月日が確認できるもの、雇用契約書、労働者名簿など。

資格喪失は出勤簿、賃金台帳、労働者名簿などが必要となりますが、場合によりさらに提出するものが増えることがありますので、商工会までご確認ください。

金利情報

制度の種類	利率(年利%)
公庫普通貸付	1.16～2.35%
公庫経営改善貸付(マル経)	1.11%
足寄町特別融資	5年以内 1.00%(8/1より)
	5年以上 1.30%(8/1より)
商工貯蓄共済	積立内 0.40%

(つづき)

【**手続**】更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【**期間**】更正の請求書は、各年分の法定申告期限（通常は、各年の翌年3月15日）から5年以内に提出してください。

<税額を少なく申告していたとき>

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気づいたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。なお、修正申告にあたって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

【**手続**】修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。

【**期間**】修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成29年分の所得税及び復興特別所得税は平成30年3月15日（木）、消費税及び地方消費税は平成30年4月2日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

<確定申告を忘れていたとき>

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

<上記の手続きにあたって>

・確定申告書、修正申告書及び更正の請求書を提出する際には、マイナンバーの記載及びご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

・確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書類等作成コーナー」で作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

・手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。http://www.nta.go.jp/

国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

平成30年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

1. 受験資格

(1) 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者

(2) 平成9年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

2. 申込受付期間

申込はインターネットにより行ってください。

3月30日（金）9:00～4月11日（水）〔受信有効〕

申込専用アドレス

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

3. 第1次試験【基礎能力試験、専門試験（多肢選択式及び記述式）】

6月10日（日）

4. 第1次試験合格者発表日

7月3日（火）9:00

5. 第2次試験【人物試験及び身体検査】

7月12日（木）～7月19日（木）のうち指定する日

6. 最終合格者発表日

8月21日（火）

ご不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当（Tel011-231-5011内線315）又は最寄りの税務署（総務課）にお尋ねください。

3～4月行事予定表

・3/1（木）足寄高等学校卒業式	午前 10時00分	足寄高校
専門家派遣・相談等支援事業セミナー	午後 4時00分	帯広市
・3（土）管内商工会青年部連合会結成50周年記念式典	午後 4時30分	帯広市
十勝ブロック青年部員研修会	午後 2時30分	帯広市
・7（水）北海道商工会連合会臨時総会	午後 1時00分	札幌市
全道商工会長研修会	午後 3時45分	札幌市
・8（木）専門家派遣	午後 3時00分	足寄町内
・16（金）十勝シーニックバイウェイ連絡会議	午後 3時30分	帯広市
十勝管内商工会女性部長会議	午後 1時30分	帯広市
・19（月）あおぞら共済会評議員会	午後 0時00分	帯広市
・20（火）十勝管内商工会職員協議会役員会	午後 1時30分	帯広市
・4/2（月）辞令交付	午前 8時45分	商工会
・16（月）女性部通常総会	午後 7時00分	熊の子
・18（水）青年部通常総会	午後 7時00分	両国